

# 令和5年度いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定支援業務委託 公募仕様書

## 1 業務名

令和5年度いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定支援業務委託

## 2 本事業の目的

本業務は、「第2次いのち支える沼津市自殺対策行動計画」（以下「本計画」という。）の策定支援業務について、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者に委託し、沼津市（以下「市」という。）が、本計画を策定することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

## 4 委託業務内容

自殺対策基本法に基づく計画として国の「新自殺総合対策大綱」と県計画「第3次いのち支える”ふじのくに”自殺総合対策行動計画」の動向を踏まえ、第1次計画や市の関連計画との整合性を図りながら、市が令和5年度に本計画を策定できるよう、専門的な見地から、概ね次の業務を行い支援する。

### （1）統計資料収集、整理および分析

既存の統計資料（地域における自殺の基礎資料、人口動態統計等）と令和4年度に実施した市民意識調査結果を分析し、市の現状を明確化する。

### （2）施策・事業の実施評価、課題のとりまとめ

現行計画における庁内関係各課で取り組む施策・事業の実施状況について評価をとりまとめる。また市民意識調査結果等から現計画の目標値および施策指標の評価を行い、課題をとりまとめる。

### （3）施策方針の提案

「新自殺総合対策大綱」や県の第3次計画及び他市町の先進事例等を踏まえ、計画の目標値が達成できるよう重点的に取り組む施策等を提案する。

### （4）計画書および概要版の骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の施策方針、数値目標等を反映した素案を作成し、隨時、担当者と内容の協議を行う。

### （5）計画策定委員会・懇話会等の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会及び懇話会（各3回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、各会に出席し、協議事項に関する助言等の

支援を行う。また、審議結果をその後の作業に反映させる。

会議出席後は速やかに会議要録（発言の趣旨）を作成し、電子データを市に送信する。

（6）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめを行い、作業業務に関する助言を行う。

（7）計画書および概要版の原稿作成と印刷

この内容について市と協議の上、本計画の計画書および概要版の原稿を作成し、計画書については、指定部数の印刷を行う。

## 5 成果品

受託者は、年度末までに次に掲げるものを成果品として納品する。なお、成果品の著作権は市に帰属するものとする。なお、納品は、CD・USB等の電子データと紙媒体とする。

（1）沼津市自殺対策行動計画書（A4判、表紙カラー、中2色、80頁程度） 100部

\*文字および色校正は、3回以内とすること。

（2）沼津市自殺対策行動計画概要版（A3両面 2つ折り カラー）

（3）業務関連データ一式（CD-ROM）

（4）打合せ記録簿等一式

## 6 成果品検査

成果品については、完成時点で速やかに納品すること。受託者は業務完了後、市の検査を受けるものとし、検査の結果本業務に適合しない場合には、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者が負担するものとする。

## 7 委託料の支払い

市は、委託業務完了の検収後、受託者からの請求に基づき、請求があった日から起算して30日以内に一括して委託料を支払うものとする。

## 8 その他

（1）本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき契約を履行する。

（2）本業務の遂行に当たっては、自殺対策行動計画策定に関する法制度を熟知し、計画策定の実績を有する者が行うこと。

（3）受託者は、市が示す日程に従い業務工程表を作成し、作業の進捗状況を隨時、市に報告するとともに、市の指示に速やかに対応するものとする。

（4）受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（5）本業務委託により作成される成果品及び関連資料に関する知的財産権は、データを含めすべて委託者である市に帰属するものとし、市の承認を得ずに使用又は貸与しな

いこと。

- (6) 委託業務の履行に要する消耗品、その他雑費は、すべて受託者の負担とする。
- (7) この他、契約書、仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、市と協議のうえ定めるものとする。